

【身体障害者等減免 Q & A】

(令和 7 年 1 月版)

Q 1 : 手帳を取得すれば、減免の対象になりますか？

A 1 : 身体障害者の方、知的障害者の方、精神障害者の方で、一定の障害の程度に該当する場合に減免を受けることができます。

ただし、障害者の方の住所地が京都府外の場合、減免の対象になりません。

- 詳しくは、「自動車税の種別割・環境性能割、軽自動車税の環境性能割減免のしおり（以下、「減免のしおり」といいます。）の 1 ページの「減免を受けることができる方」をご覧ください。

Q 2 : 他府県に住所地を有する場合、減免の対象になりますか？

A 2 : 京都府内に住所地を有する方が対象となるため、障害者本人、所有（取得）者、運転者全員が府内に住所を有する場合に限ります。

Q 3 : 手帳の交付申請中ですが、減免の申請はできますか？

A 3 : 減免の申請は、手帳の交付後にお願いします。

この場合、減免申請月の翌月からの月割の減免となります。

Q 4 : 減免の申請期限と提出先事務所を教えてください。

A 4 : 減免の申請期限と提出先事務所は、「新たに自動車を取得する場合」と「既に自動車を所有している場合」で異なります。

- 詳しくは、「減免のしおり」の 4 ページの「減免申請の手続」をご覧ください。

Q 5 : 減免申請は郵送でもできますか？

A 5 : 郵送での申請も可能です。

また、申請には要件がありますので、郵送での申請を希望される場合は、事前に事務所までお問い合わせください。その際に申請方法や申請要件について、ご説明させていただきます。

Q 6 : 減免申請に必要な書類を教えてください。

A 6 : 減免申請書、手帳（原本）、運転免許証、自動車検査証（原本）が必要です。必要に応じてその他の書類を提出していただく場合があります。

- 詳しくは、「減免のしおり」の 5 ページの「減免申請に必要な書類」をご覧ください。

Q 7 : 減免の申請期限内に申請ができなかった場合、後日に減免申請できますか？

A 7 : 自動車税の種別割については、申請期限を過ぎた場合でも減免申請はできますが、減免申請月の翌月からの月割の減免となります。

ただし、環境性能割については、申請期限（自動車の登録日）を過ぎた場合は減免を受けることができませんので、くれぐれもご注意ください。

Q 8 : 法人名義の自動車やリースの自動車は、減免対象になりますか？

A 8 : 減免対象になりません。個人名義の自家用自動車が対象となります（ローン返済中等の所有権留保車については、自動車検査証の使用者欄で判定します）。

Q 9 : 自動車を2台所有していますが、2台とも減免できますか？

A 9 : できません。減免を受けることができる自動車は、障害者1人につき1台（軽自動車・バイクを含む。）に限ります。

Q 10 : 障害者本人が社会福祉施設に入所しています。減免は認められますか？

A 10 : 障害者本人が社会福祉施設に入所されている場合は、所有（取得）者及び運転者との間に扶養関係がある場合のみ対象となります。

減免申請後に障害者本人が社会福祉施設に入所された場合は、必ず自動車税管理事務所等にお知らせください。減免要件に該当しないことが後日判明した場合は、減免を取り消し、過去に遡って課税する場合があります。

- 申請には社会福祉施設の入所（園）証明書や扶養関係が証明できる書類（健康保険証、源泉徴収票、確定申告書など）が必要になります。詳しくは、「減免のしおり」の5ページの「減免申請に必要な書類」をご覧ください。

Q 11 : 障害者本人以外が所有（取得）する自動車でも、減免は認められますか？

A 11 : 「障害者と生計を一にする方」が所有（取得）しもっぱら障害者の移動手段として継続的に使用される自動車で、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合は減免の対象となります。

- 障害者が18歳未満の場合
- 障害者が生徒又は学生の場合（専門学校等除く）
- 重度の障害者の場合（身体障害者手帳の1級又は2級、療育手帳のA）
- 精神障害の程度が1級又は1級と同程度の場合

※「障害者と生計を一にする方」については、Q 13を参照ください。

- 詳しくは、「減免のしおり」の2ページの「減免の対象となる自動車」及び5ページの「減免申請に必要な書類」をご覧ください。

Q12：障害者本人以外が運転する場合でも、減免は認められますか？

A12：「障害者と生計を一にする方」がもっぱら障害者の移動手段として継続的に運転する場合には、減免の対象となります。ただし、音声機能障害の方は障害者本人運転に限ります。

※「障害者と生計を一にする方」については、Q13を参照ください。

- 詳しくは、「減免のしおり」の2ページの「減免の対象となる自動車」及び5ページの「減免申請に必要な書類」をご覧ください。

Q13：「障害者と生計を一にする方」の範囲を教えてください。

A13：「障害者と生計を一にする方」とは、次の方が該当します。

- 同居の親族（六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族）
- 別居の親族で扶養関係がある場合
ただし、「健康保険証」、「源泉徴収票」、「確定申告書」等の扶養関係が証明できる書類の提出が必要です。

Q14：既に減免を受けている自動車を乗り換え、新たに自動車を購入しました。手続を教えてください。

A14：既に減免を受けている自動車を乗り換え、新たに取得した自動車の減免を受けるには、新たに取得した自動車の減免申請を申請期限内にする必要があります。

なお、減免を受けることができる自動車は障害者1人につき1台に限られるため、既に減免を受けている自動車が申請日までに抹消登録又は移転登録されていることが必要です。

乗換え前に、自動車税管理事務所に手続についてご確認ください。

- 詳しくは、「減免のしおり」の4ページの「乗換えによる減免適用一覧表」をご覧ください。

Q15：減免申請した内容に変更が生じた場合は、どうすればよいですか？

A15：減免申請された内容に変更がある場合は、その都度、必ず自動車税管理事務所等にお知らせください。変更内容によっては、減免要件を満たさない場合や再申請が必要な場合がありますので、ご注意ください。

なお、減免要件に該当しないことが調査等で判明した場合は、減免を取り消し、過去に遡って課税する場合があります。

（届出を要する主な例）

自動車の乗換え、住所変更、社会福祉施設への入所、障害等級の変更、障害者手帳の返納、運転免許証の返納・失効、障害者・納税義務者・運転者のいずれかの死亡、扶養関係の消滅、同居から別居に変更（その逆も同様） など

Q16：翌年度以降の減免申請手続はどうなっていますか？

A16：「自動車税の減免について」の照会文書（往復はがき）を自動車税管理事務所からお送りしますので、変更の有無について、必要事項を記入の上、必ず回答してください。

○ 回答がない場合は、翌年度から課税となります。

- 変更がない場合は、減免が継続します。
- 変更がある場合は、変更の内容によっては、課税となる場合があります。ただし、変更の内容によっては、再度減免申請ができる場合がありますので、自動車税管理事務所等にご相談ください。

※なお、回答後に変更が生じた場合も、その都度、必ず自動車税管理事務所等にお知らせください。

Q17：「常時介護者運転用自動車の減免制度」とはどのような制度ですか？

A17：「障害の程度が減免対象となる障害者のみで構成される世帯（単身世帯を含む。）」の障害者が所有する自動車を「常時介護する方」が当該障害者の移動手段として運転する場合の減免制度です。

自動車検査証の所有者と使用者がともに障害者名義であることや使用状況等についての福祉事務所長等の確認が要件となっています。

詳しくは、自動車税管理事務所等にお問い合わせください。

Q18：軽自動車の減免制度を教えてください。

A18：軽自動車を取得したときの軽自動車税の環境性能割については、自動車税管理事務所にお問い合わせください。

軽自動車税の種別割については、市町村税となりますので、軽自動車の定置場の所在地の市町村へお問い合わせください。